

第6章 本計画に盛り込む個別計画

第1節 山口県食品ロス削減推進計画(第2次計画)

1 趣旨

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品のことを指し、日本で排出される食品由来の廃棄物のうち、約472万トン(令和4(2022)年度)が食品ロスと推計(農林水産省及び環境省)されています。

食品ロスの削減は、国際連合で採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)のターゲットの1つとして、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させること」等が盛り込まれるなど、関心が高まっています。

県では、多様な主体が連携し、県民運動として食品ロスの削減を推進するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律(食品ロス削減推進法)」第12条に基づき令和3(2021)年3月に、「山口県食品ロス削減推進計画(第1次計画)」を策定したところです。

国では、事業系食品ロスと家庭系食品ロス共に、「2000年度比で2030年度までに食品ロスを半減させる」とする目標を設定していたところ、事業系食品ロスについては2030年度目標を8年前倒しで達成しました。

しかしながら、経済成長・インバウンドの拡大等も想定した上で、更なる削減の取組が不可欠であるとして、家庭系食品ロスについては、2030年度を待たずに早期達成を目指し、事業系食品ロスについては「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」(令和7年(2025)3月)において、「2000年度比で2030年度までに60%削減」とする目標が新たに設定されました。

こうした中、県内の食品ロスの削減を一層推進することを目的に、第1次計画を基に「山口県食品ロス削減推進計画(第2次計画)」を策定することとしました。

2 位置付け

この計画は、食品ロス削減推進法に基づき、国の基本方針「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(令和7(2025)年3月)を踏まえて策定する都道府県食品ロス削減推進計画として位置付けます。

また、この計画は、「山口県循環型社会形成推進基本計画」、「第4次やまぐち食育推進計画¹⁰⁹⁾」等と調和を図ります。

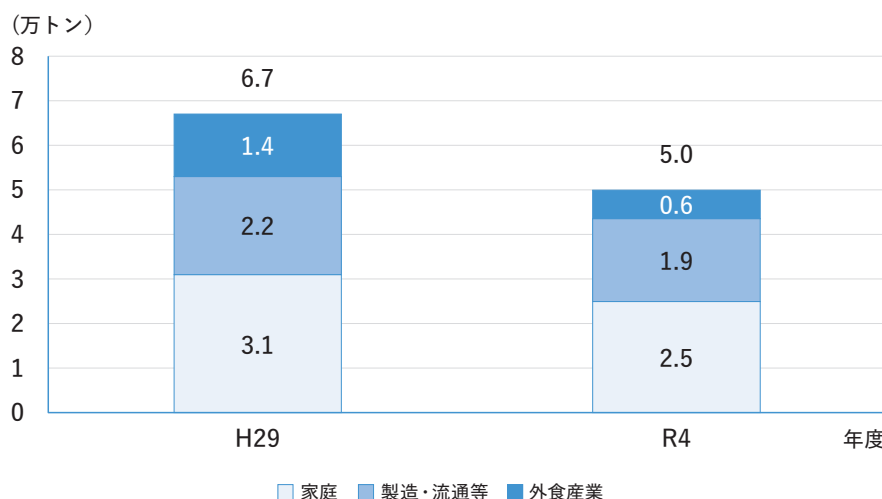
3 計画期間

「山口県循環型社会形成推進基本計画」(第5次計画)にあわせ、令和8(2026)年度から、令和12(2030)年度までの5年間とします。

4 本県における食品ロスの現状

令和 4（2022）年度に県内で発生している食品由来の廃棄物等は、年間約 24 万トンで、このうち、約 5.0 万トンが食べられるにもかかわらず廃棄された食品ロスと推計されます。

その内訳は、家庭からの発生が約 2.5 万トン（50%）、食品製造や流通段階が約 1.9 万トン（37%）、外食産業が約 0.6 万トン（13%）であり、家庭からの発生が約 5 割を占めます。



(出典) 平成 29 年度及び令和 4 年度推計値（環境省）から試算

図 6-1-1 山口県の食品ロスの発生状況

第 1 次計画の目標では、「令和 12（2030）年度までに平成 12（2000）年度比で、県内で発生する食品ロス量を半減させる」としており、家庭系・事業系食品ロスともに前倒しで計画を達成しています。

表 6-1-1 第 1 次計画における目標（山口県）

	H 12 (基準年)		H 29		R4		R12 (第 1 次計画目標)
家庭系食品ロス	5.2 万t	▷	3.1 万t	▷	2.5 万t	▷	2.6 万t (H12 年比 50%減)
事業系食品ロス	6.6 万t		3.6 万t		2.5 万t		3.3 万t (H12 年比 50%減)

5 基本方針

食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において、食品ロスが発生していることから、消費者、事業者、関係団体、行政等の多様な主体が連携・協力し、社会全体で食べ物を無駄にしない意識（もったいないのこころ）の醸成を図るなど、全県的な取組を推進し、食品ロスの削減を進めます。

なお、食品ロスの削減に十分に取り組んだ上でも生じる食品廃棄物については、再生利用（飼料化、肥料化）するよう努めます。

6 目標

国は、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和7（2025）年3月）において、家庭系食品ロスは「令和12（2030）年度までに平成12（2000）年度比で、食品ロス量を半減させる」、事業系食品ロスは「令和12（2030）年度までに平成12（2000）年度比で、食品ロス量を60%削減させる」としています。

本県は既に国目標を前倒しで達成していることから、家庭系・事業系食品ロスともに令和12年度において、現状以上の削減を目指すこととして設定しました。

表 6-1-2 家庭系食品ロスと事業系食品ロスの発生状況と目標（山口県）

	H 12 (基準年)		H 29		R4		R12 (第2次計画目標)
家庭系食品ロス	5.2 万t	▷	3.1 万t	▷	2.5 万t	▷	2.5 万t以下 (H12 年比 50%以上減)
事業系食品ロス	6.6 万t		3.6 万t		2.5 万t		2.5 万t以下 (H12 年比 60%以上減)

7 取組指標

目標の達成に向け、2つの項目を本計画期間の最終年度である令和12（2030）年度までの取組指標として設定します。

名称	現状（R5）	目安（R12）
やまぐち食べきり協力店店舗数 [店舗]	387	495
ぶちエコ食品ロス削減パートナー登録事業者数 [事業者]	17	40

8 推進施策

食品ロスの削減を進めるため、県内の消費者団体、事業者、関係団体、行政で構成される「山口県食品ロス削減推進協議会」と連携・協働し、全県的な取組を推進します。

(1) 「やまぐち3きっちり運動」の推進

県は、県民運動として、“おいしく、ぜんぶ、たべちゃろう”を合言葉に「やまぐち食べきり運動」を展開しています。これに加え計画的な買い物等により、食材の使いきりを目指す「使いきり運動」、生ごみを捨てる際に水きりを徹底する「水きり運動」による「やまぐち3きっちり運動」を推進し、食品ロスの削減を図ります。

(2) 普及啓発、学習及び教育の推進

県は、エシカル消費¹¹⁰の普及啓発を推進するなど、消費者自らがエシカル消費を実践できる環境づくりに取り組めます。

また、消費者が日常生活において食品ロスの削減に自発的に取り組んでいけるよう、事業者等と協働した実践的な環境学習・環境教育を展開し、全県的な食品ロス削減の機運醸成及び行動変容の促進を図ります。

さらに、消費者に対し生活の中で取り入れられる食品ロス削減の取組の情報について、「ぶちエコアプリ¹¹¹」等を活用した情報発信を行います。

(3) 未利用食品を有効に活用するための活動の拡大・定着の促進

県は、「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」に基づき、一定の管理責任を果たすことが出来るフードバンク活動団体等について食品寄附活動の社会的信頼の向上と活動の拡大・定着を促進します。

(4) 食品関連事業者等の取組に対する支援

県は、県内で営業する旅館、ホテル等の宿泊施設、飲食店を対象とした「やまぐち食べきり協力店」への登録制度や、食品関連事業者等を対象とした「ぶちエコ食品ロス削減パートナー」への登録制度により、事業者名の公表によるインセンティブを与えること等で、食品ロス削減に取り組む事業者の取組の認知度向上を図ります。

(5) 情報の収集及び調査・研究の推進

県は、先進的な取組や優良事例等を収集し、ホームページや SNS 等を通じた幅広い世代への情報発信に努めます。

9 各主体に求められる役割と行動

食品ロスは、消費者及び食品関連事業者の双方から発生しており、サプライチェーン全体で取り組む必要があると同時に、消費者と食品関連事業者等を「つなぐ」視点も必要となります。食品ロスの削減を推進するためには、各主体が食品ロスの状況と削減の必要性の理解に努め、自主的かつ積極的な取組を実践するとともに、双方向にコミュニケーションを図る必要があります。

消費者、食品関連事業者、消費者団体・NPO、行政の各主体は以下のような役割を担います。

(1) 消費者

消費者に求められる役割と行動（エシカル消費の実践）は次のとおりです。

ア 買い物の際

- ・食品ロス削減に取り組む事業者の商品、店舗等を積極的に利用
- ・食べきれる量の購入
- ・食品の期限表示を正しく理解の上、使用時期を考慮し、使いきれぬ量を購入
- ・購入してすぐ食べるものは「てまえどり」又は「見切り品の活用」を実践

イ 食品の保存の際

- ・食材に応じた適切な保存と冷蔵庫内の在庫管理
- ・ローリングストック法の実践

ウ 調理・廃棄の際

- ・やまぐち3きっちる運動の実践

エ 外食の際

- ・「やまぐち食べきり協力店」を積極的に利用
- ・食べきれぬ量の注文
- ・おいしい食べきりを呼びかける「3010 運動¹¹²」の実践

(2) 食品関連事業者

食品関連事業者に共通して求められる役割と行動は次のとおりです。

- ・消費者に対する自らの食品ロス削減の取組の情報提供や啓発の実施
- ・サプライチェーンでのコミュニケーションの強化
- ・包装資材に傷や汚れがあるが、品質に異常がない商品の販売（輸送や保管に支障がある場合を除く）
- ・フードバンク活動への理解、未利用食品の寄贈

食品製造業者等に個別に求められる役割と行動は次のとおりです。

ア 食品製造業者

- ・原料の無駄のない利用、製造・出荷工程における適正管理・鮮度保持
- ・製造方法の見直しや容器包装の工夫等による賞味期限の延長
- ・年月表示化など、賞味期限表示の大括り化
- ・食品の端材や形崩れ品の有効活用（食品の寄附等）

イ 食品卸売・小売業者

- ・納品期限の緩和（商習慣の見直し）
- ・季節商品の予約制等、需要に応じた販売の工夫
- ・売り切りの取組（小分けや少量販売、値引き、ポイントの付与等）

ウ 外食事業者等（レストランや宴会場のあるホテル等を含む）

- ・やまぐち食べきり協力店の登録
- ・天候や日取り等を考慮した仕入れ、小盛メニューや消費者の要望に応じた量の調節
- ・おいしい食べきりを呼びかける「3010 運動」の実施

エ 農林水産物生産者

- ・規格外や未利用の農林水産物の有効活用（新たな販路開拓、商品開発、食品の寄附等）

(3) 事業者（食品関連事業者、農林水産物生産者以外の事業者を含む。）

食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行います。また、災害時用備蓄食料の入替時におけるフードバンクへの寄贈など有効活用に努めます。加えて、食品寄附の持続的かつ面的な拡大を図るため、食品寄附に貢献する財・サービスの提供の必要性について理解を深めます。

(4) マスコミ・消費者団体・NPO

マスコミ・消費者団体、NPO 等の関係団体は、そのネットワークや実績等を活用し、食品ロスの削減に関する普及啓発を積極的に進め、多様な関係者とも連携した取組を推進していきます。

(5) 行政

ア 県の役割

全県的な食品ロス削減に向け、率先して、消費者、事業者、関係団体等との連携を強化し、食品ロス削減の機運の醸成や普及啓発事業などを展開します。

イ 市町の役割

市町は、国の基本方針及び本計画を踏まえ、当該市町の域内における食品ロス削減推進計画（食品ロス削減推進法第 13 条の規定に基づく計画）の策定に努めます。

また、地域住民等へのエコクッキング¹¹³ や出前講座などの普及啓発及び関連施策の実施など、積極的な取組に努めます。

10 計画の推進体制、進行管理

(1) 推進体制の整備

県は、消費者団体、事業者、関係団体、行政で構成する「山口県食品ロス削減推進協議会」において意見交換を行い、得られた意見等を県の施策に反映させるよう努めます。

(2) 計画の進行管理

県は、目標の達成状況等を適切に把握し、その結果を県のホームページなどに掲載・公表することで、広く県民、事業者等への情報提供に努めます。

(3) 関連施策との連携

食品ロス問題は、環境、教育、福祉、防災など多岐に渡る課題であることから、県は関係部局間で情報共有し、関連施策との連携に努めます。

(4) 計画の見直し

今後の社会情勢の変化、食品ロス削減推進法など関係法令の改正などがあった場合には、必要に応じて、計画の見直しを行うものとします。

第2節 山口県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画

本県では、市町と連携・協力した、一般廃棄物の安定的かつ効率的な処理体制の構築の推進と、持続可能な適正処理の確保に向け、「山口県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画」を策定しています（「山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）（令和3（2021）年3月）」参照）。

また、「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（令和6（2024）年3月環境省通知）を踏まえ、県は、市町・一部事務組合で構成される「山口県廃棄物広域対策協議会」等において協議・調整のうえ、持続可能な適正処理の確保に向けた、広域的なごみ処理体制の在り方の検討を進め、長期的な広域化・集約化に係る計画を策定することとしています。

なお、「山口県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画」は、新たな長期的な広域化・集約化に係る計画へ移行することを検討しています。